

令和3年度 成年後見制度に係る意識調査
(家族介護者向け) (案)

問1 あなた自身や身近な方に関することについてお聞きします。日ごろなんとかしなければならぬと思っていること、心配なことがありますか。
《回答はいくつでも》

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| 1. 心配なことはない | 2. 預貯金の管理 |
| 3. 金融機関での手続き | 4. 不動産の管理、処分 |
| 5. 福祉サービスを利用する際の契約や入院する時などに頼る人がいない | |
| 6. 悪徳商法による詐欺被害 | |
| 7. 親なき後に残される子の生活 | |
| 8. 葬儀に関することや死後に発生する役所や金融機関などへの事務手続き | |
| 9. 相続手続き | 10. 訴訟手続き |
| 11. その他 () | |

問2 あなたは、成年後見制度という言葉聞いたことがありますか。
《回答は1つ》

- | |
|--|
| 1. 聞いたことがある |
| 2. 聞いたことはない ⇒ 2. 「聞いたことはない」と答えた方は、
「問1 1～(4ページ)」。 |

問3 あなたは、成年後見制度(任意・法定)を知っていますか。
《回答は1つ》

- | |
|--|
| 1. 制度の名称、制度の内容も知っている
⇒制度の内容を可能な範囲で教えてください(自由記載)。
() |
| 2. 制度の名称は知っているが、制度の内容は詳しく知らない |
| 3. 全く知らない |

問4 あなた自身や家族が認知症等により判断が十分にできなくなった場合に、成年後見制度を利用したいと思いますか。《回答は1つ》

- | | | |
|----------|------------|----------|
| 1. 利用したい | 2. 利用したくない | 3. わからない |
|----------|------------|----------|

問5 問4で「1. 利用したい」と答えた方にお聞きします。誰に後見人になって欲しいですか。(上位3つ以内)

- | | | |
|-----------------------------|----------|--------------|
| 1. 配偶者や子どもなどの親族 | 2. 市民後見人 | 3. 信頼できる友・知人 |
| 4. 弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士等の専門職 | | |
| 5. 社会福祉協議会等の法人後見人 | 6. 誰でもよい | 7. わからない |
| 8. お願いしたい人がいない | 9. その他 (|) |

問6 問4で、「1. 利用したい」と答えた方にお聞きします。制度利用に関し不安なこと気になることがありますか。《回答はいくつでも》

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| 1. 制度の内容や利用方法がわからない | |
| 2. 制度利用のための手続きが複雑な印象がある | |
| 3. 制度利用のための費用負担がかかる | |
| 4. 裁判所へ行くことに躊躇してしまう | |
| 5. 他人に財産管理や契約等をされることに抵抗がある | |
| 6. 後見人等の不正が気になる | 7. 制度自体に良いイメージがない |
| 8. どこに相談してよいかわからない | 9. 気軽に相談できる窓口がない |
| 10. 利用するタイミングがわからない | |
| 11. よくわからないが、制度利用についてハードルが高い印象がある | |
| その他 (|) |

問7 問4で、「2. 利用したくない」または「3. わからない」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。《回答はいくつでも》

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| 1. 制度の内容や利用方法がわからない | |
| 2. 制度利用のための手続きが複雑な印象がある | |
| 3. 制度利用のための費用負担がかかる | |
| 4. 裁判所へ行くことに躊躇してしまう | |
| 5. 他人に財産管理や契約等をされることに抵抗がある | |
| 6. 後見人等の不正が気になる | 7. 制度自体に良いイメージがない |
| 8. どこに相談してよいかわからない | 9. 気軽に相談できる窓口がない |
| 10. 利用するタイミングがわからない | |
| 11. よくわからないが、制度利用についてハードルが高い印象がある | |
| 12. 必要性がわからない | |
| 13. 特に理由はない | |
| 14. その他 (|) |

問8 あなたは、あなたの親族の判断能力が不十分となった場合、親族の後見人となって財産管理や契約行為の支援をすることに抵抗はありますか。《回答は1つ》

1. 抵抗はない 2. 抵抗がある 3. わからない

問9 問8で「2. 抵抗がある」または、「3. わからない」と答えた方にお聞きします。その理由は何ですか。《回答はいくつでも》

1. 制度の内容などがよくわからない
2. 財産管理や契約行為を行うための知識や経験がない
3. 財産管理や契約行為を行うことに責任を感じるから
4. 財産管理や契約行為を行うことに手間がかかりそうだから
5. 財産管理や契約行為を行うことによりトラブルに遭いそうだから
6. 自分一人で財産管理などを行うことに不安を感じるから
7. その他 ()
8. 特に理由はない

問10 今後、成年後見制度が利用しやすい制度となるためには、どのようなことが必要だと思いますか。《回答はいくつでも》

1. 制度内容を知る機会の増加 2. 制度利用のための手続き支援などの充実
3. 制度利用に向けた手続き費用等の助成
4. 身近な相談窓口の設置・充実
5. 法律専門職等による相談を受けられる体制の整備
6. 後見人等の不正防止の取組 7. 市民後見人の育成
8. 制度利用が必要な市民を把握する方法や体制の整備
9. 親族後見人等に対する相談窓口の設置
10. その他 ()

質問は以上です。ご回答ありがとうございました。

*問2で、「2. 聞いたことはない」と答えた方のみ、次項に続きます。

問1 問2で、「2. 聞いたことはない」と答えた方のみ、にお伺いします。あなた自身や家族が、成年後見制度*1が必要となった際に、利用したいと思いませんか。《回答は1つ》

1. 利用したい	2. 利用したくない	3. わからない
----------	------------	----------

*1 成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない方の財産管理や介護・福祉サービス、入院、入所の契約手続きなどを後見人等が法律的に支援する制度です。本人の権利を守る後見人等は、家庭裁判所に本人又は親族等が申立てを行うことにより、弁護士などの専門職や親族等が選任されます。

質問は以上です。ご回答ありがとうございました。

*成年後見制度の利用等、個別に相談されたい方は、下記までお問い合わせください。

○高齢者に係る成年後見制度の相談について
山陽小野田市高齢福祉課地域包括支援センター
電話 0836-82-1149

○障がい者に係る成年後見制度の相談について
山陽小野田市障害福祉課
電話 0836-82-1159